

講義録レポート

講義録コード

17-22-2-8-02-01

講座	公務員講座	科目①	ホームルーム
目標年	2022年合格目標	科目②	選択科目のとり方
コース	地方上級・国家一般職	回数	1
		通算回数	1回
用途	ビデオブース ・ 集合DVD ・ DVDフォロー ・ DLフォロー ・ Webフォロー WEB通信 ・ DVD通信		

収録日	2021年 7月 21日		
講師名	橋口 武英 講師	講義録 内訳	板書 枚数
			0 枚 ※レポートを 含まず
			講義レジュメ 枚数
			18 枚
			ミニテスト 枚数
			0 枚
			その他 枚数
			0 枚 ※正誤表を 含む

授業構成	講 義 ⇒ 終了		
	42 分		
実施テスト	有 ・ 無		
	<ミニテスト・演習>	() 第_____回	
使用教材	●講義レジュメ		
	—		
	—		
配布教材	●教材 ()	冊	講義録添付 (有・無)
	●教材 ()	冊	講義録添付 (有・無)
	●その他 (講義レジュメ)	18 枚	講義録添付 (有・無)
備考			

TAC 公務員講座

2022年合格目標

ホームルーム

選択講義・発展講義の受け方

今回のホームルームでは「**選択講義・発展講義の受け方**」についてご紹介します。

試験勉強において完璧主義は禁物です。基本講義だけでも多くの科目がありますし、ボリュームも相当なものです。これらはいわば必須科目として全て勉強してほしいわけですが、「それに加えて選択講義も…!」と思うと気が滅入るかもしれません。

当然のことですが、過去の合格者でも、選択講義の科目まで含めて全て勉強していたわけではありません。重点的に勉強すべきところ、そうでないところのメリハリを付けたからこそ、短い期間でも合格できたのです。**要領の良い人が勝つ試験**であることをくれぐれも意識しましょう。

まだ志望する試験種が明確になっていない方も多いと思います。そこで、現段階でどのように選択講義を受けるべきかについて説明します。また、**発展講義**についても簡単に紹介します。

選択講義について

1.「選択講義」に位置づけられている科目とは？

「選択講義」に含まれている科目は、**専門科目のうち、受験する試験種により出題の有無が異なるものです。**ですから、受験予定の試験種に応じて取舍選択することになります。また、TACで申し込んでいる本科生の種類によっても、選択講義で受講できる科目は異なります。皆さんがお持ちのTACの会員証の2枚目に記載されているものが受講可能な選択講義ですから、一度確認してみましょう。前述したとおり、**選択講義の全てを受講する必要はありません**から、受験先に合わせて選択するようにしましょう。コースの一例を挙げると以下のようなラインナップです。

総合本科生	労働法④/刑法⑤/行政学⑥/社会学⑤/国際関係④/社会政策④/経営学⑤
トリプル本科生	労働法④/商法④/刑法⑤/行政学⑥/社会学⑤/国際関係④/社会政策④/経営学⑤
国税/財務専門官本科生	商法④/社会学⑤/経営学⑤
裁判所一般職本科生	刑法⑤
労働基準監督官A本科生	労働法④/刑法⑤/社会学⑤/社会政策④

一般的な姿勢として、**選択講義の科目はそこそこの点数を狙う**ことが重要です。地方上級だと専門科目の数が多いので、試験対策上で悩むことがあるかもしれませんが、そうだとでも**選択講義の科目を基本講義の科目以上に優先することは合理的ではありません**。かといって0点でよいわけでもありません。2〜3問しか出題されない選択講義の科目は、あくまでも基本講義の科目を補完するものと考えて、広く浅く勉強するように心掛けてください。

ちなみに、選択講義は基本講義と比べて**講義の回数が少ない**のが特徴です。したがって、科目によっては**本試験の直前に詰め込むことも可能**です。たとえば特別区I類と地方上級関東型を併願する場合、特別区I類(例年5月第1日曜日)では出題されない労働法を、特別区の1次試験が終わってからWebフォローやビデオブース等で受講して地方上級関東型(例年6月第4日曜日)に間に合わせるということも可能です。講義の予定(特に基本講義)が詰まっていて、その復習で忙しいときには、**一部の選択講義の科目を後回しにすることも可能**と考えてよいでしょう。もちろん、安易に後回しにすると逆に学習効率を悪くするものもあります。併願先や科目の特性によっては、先に受講したほうがよい場合もあるので注意しましょう。

TAC公務員講座 ホームルーム 選択講義・発展講義の受け方

<参考> 専門択一試験の科目別出題数

専門択一出題数	法律系					経済系					政治系					その他										合計出題数(問)	合計解答数(問)	解答時間(分)					
	憲法	民法(債権・親族・相続)	行政法	刑法	労働法	商法	ミクロ経済学	マクロ経済学	財政学	経済事情	経済政策	経済・財政史	労働経済	政治学	行政学	社会学	国際関係	社会事情	労働保障	経営学	会計学	労働事情	英語(基礎)	英語(一般)	英語(商業)				情報工学	統計学	心理学	教育学	
国家一般職	5	5	5	5	—	—	—	5	5	5	—	—	—	5	5	5	—	5	—	—	5	—	5	5	—	—	—	5	5	80	40	180	
国税専門官	3	6	3	—	—	2	2	2	6	2	—	—	—	3	—	2	—	1	—	6	8	—	—	6	6	6	6	—	—	70	40	140	
財務専門官	6	5	8	—	—	1	3	3	6	2	—	—	—	3	—	3	—	—	—	6	6	—	—	6	—	6	6	6	—	—	76	40	140
労働基準監督官A	4	5	4	3	7	—	—	9	—	4	—	—	3	—	—	2	—	—	2	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	48	40	140	
裁判所一般職	7	13	—	10	—	—	—	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	30	90	
特別区I類	5	10	5	—	—	—	5	5	5	—	—	—	—	5	5	5	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	40	90	
地方上級全国型	4	4	5	2	2	—	5	4	3	—	—	—	—	2	2	—	3	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	40	120	
地方上級関東型	4	6	5	2	2	—	5	6	4	—	3	1	—	2	2	—	3	3	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	40	120	
市役所A日程	4	4	5	2	2	—	4	7	3	—	—	—	—	2	2	—	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40	40	120	
市役所B日程 行政S-8	4	4	5	2	2	—	6	5	3	—	—	—	—	2	2	—	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	40	120	
市役所C日程 行政S-6	4	4	5	2	2	—	6	5	3	—	—	—	—	2	2	—	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	40	120	
憲法・行政法・民法・経済理論・経済政策・経済事情・財政学・金融論・社会学・政治学・行政学・国際関係・社会学・教育学 (10分野・各5問)																														50	30	90	

※上記は、過去の試験情報を元に作成しています。ゴシックの数字は必須問題です。

※市役所B・C日程は選択解答方式として行政S-8(8分野40問選択・120分)、行政S-6(6分野30問選択・90分)があります。

(備考)

国家一般職	80問中40問を選択する。ただし科目選択制であり、16科目(各5問)から8科目、計40問を選択しなければいけない。
国税専門官	70問中16問(民法・商法・会計学)が必須解答で、残る54問中24問を選択する。ただし科目選択制であり、9科目(各6問)から4科目、計24問を選択しなければいけない。
財務専門官	76問中28問(憲法・行政法、財政学・経済学・経済事情)が必須解答で、残る48問中12問を選択する。ただし科目選択制であり、8科目(各6問)から2科目、計12問を選択しなければいけない。
労働基準監督官A	48問中12問(労働法・労働事情)が必須解答で、残る36問中28問を選択する。問題選択制であり、1問ごとに選択するかどうかの判断ができる。
裁判所一般職	40問中20問(憲法・民法)が必須解答で、残る20問中10問を選択する。ただし科目選択制であり、2科目(各10問)から1科目、計10問を選択しなければいけない。
特別区I類	55問中40問を選択する。問題選択制であり、1問ごとに選択するかどうかの判断ができる。
地方上級全国型	40問全問必須解答である。
地方上級関東型	50問中40問を選択する。問題選択制であり、1問ごとに選択するかどうかの判断ができる。
市役所A日程	40問全問必須解答である。

<参考> 専門記述試験の概要(一例)

国税専門官	憲法・民法・経済学・会計学・社会学の5科目中1科目を選択解答する(80分)。
財務専門官	憲法・民法・経済学・会計学・財政学の5科目中1科目を選択解答する(80分)。
労働基準監督官A	労働法・労働事情の2科目を必須解答する(120分)。
裁判所一般職	憲法の1科目を必須解答する(60分)。
東京都I類B(一般方式)	憲法・行政法・民法・経済学・財政学・政治学・行政学・社会学・会計学・経営学の10科目中3科目を選択解答する(120分)。

<参考> 関東首都圏の地方上級(県・政令市)の専門択一出題科目一覧

※各自治体試験案内より

令和3年度	出題タイプ	法律系					経済系				政治系					その他										
		憲法	民法	行政法	刑法	労働法	ミクロ・マクロ経済学 (経済原論)	財政学	経済事情	経済政策	経済史	政治学	行政学	社会学	社会政策	国際関係	経営学	経済学※	経済学説史	心理学	教育学	統計学	社会福祉	社会福祉概論	現代の社会に関する問題	
茨城県	関東型	④	⑥	⑤	②	②	⑮	④		⑮	⑮	②	②		③	③	②									
栃木県	関東型	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○									
群馬県	関東型	④	⑥	⑤	②	②	①	④		②	①	②	②		③	③	②	⑪								
埼玉県	関東型	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○									
千葉県	関東型	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○		○	○	○	※								
神奈川県	その他※	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○				
山梨県	関東型	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○									
長野県	関東型	④	⑥	⑤	②	②	⑮	④		⑮	⑮	②	②		③	③	②		○							
新潟県	関東型変形	④	⑥	⑤	②	②	⑫	④		②	①	②	②		③	③	②									
静岡県	関東型変形	④	⑤	⑤	①	②	⑧	④	①	③		②	②		③	④	③			②	③		③			
さいたま市	全国型変形	○	○	○		○	○	○	●	●	●	○	○		○	○	○	※			○			○		
千葉市	全国型変形	○	○	○		○	○	○	●	●	●	○	○		○	○	○	※			○			○		
川崎市	その他※	※																								
新潟市	全国型	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○		○	○	○	※								

※ ○は出題されていることを表します。丸数字は試験案内に掲載されている予定出題数です。

※ ●は試験案内に「経済学」と示されており、経済原論以外に経済事情・経済政策・経済史が出題されている可能性があります。
なお、群馬県は「経済学」と「経済原論」を区別しています。

※ 神奈川県は試験案内に「憲法、政治学、行政学、行政法、民法、刑法、労働法から26問、経済学(経済原論、経済政策、経済事情、経済史)、財政学、経営学から23問、社会政策、心理学、統計学、社会学、国際関係(国際政治学、国際経済学、国際法)、教育学から18問、数学・物理、情報・通信工学から13問」と掲載されています。

※ 茨城県・長野県のグレー部分は、経済原論・経済政策・経済史が合わせて15問出題予定であることを表しています。

※ 川崎市は試験案内に「法律(憲法・民法・行政法)、政治、経済、社会事情、財政」と掲載されています。

Advice!

地方上級試験は科目が多岐にわたるため、どうしても手広く勉強することが避けられない試験です。しかし、問題数の傾向は他の試験とそれほど変わることはありませんから、地方上級の試験であっても**基本講義の科目を最優先でこなす**ことに違いはありません。しっかりメリハリをつけたうえで、**時間の許す限りで出題数の少ない科目、他ではあまり使うことのない科目を勉強する**ようにしましょう。たとえば**労働法**や**経営学**は、例年多くの方が直前期に詰め込む科目といえます。勉強時間を割くバランスをしっかりと考えて取り組むようにしてください。

また、特に東京都を第一志望にしたいと考えている方は専門記述対策だけに特化して勉強してしまいがちですが、やはりそれも危険です。地方上級試験(県庁・政令市)は併願できますし、併願しておいたほうが万が一のリスクを減らすこともできます。専門記述の勉強しかしていないために専門択一に対応できず、せっかく受験できる地方上級試験を諦めてしまう方が散見されます。専門記述が課される試験の志望度が高かったとしても、**まずは専門択一の勉強がベースになることを忘れないでください**ね。

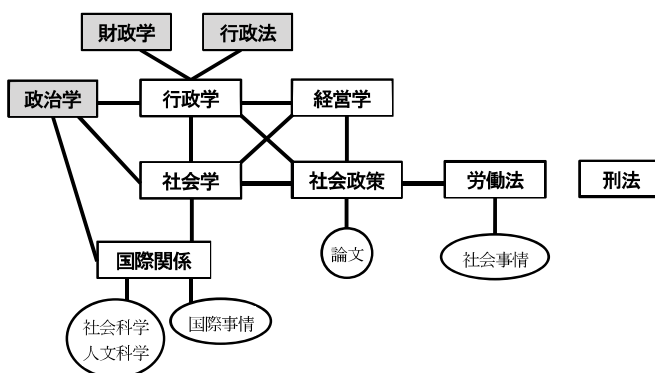
2. 何を基準に「選択講義」を取ればよい？

当然のことですが、**第1志望に合わせて選択講義の科目を勉強する**のが最も大切です。ですから、第1志望の試験で出題がある科目は原則として全て履修するべきでしょう。

一方、**該当する試験が第3志望以下であったり、もしくは単なる試験慣れのための併願であったり…**ということであれば、あまり出題科目に振り回されないことです。受験予定の試験種で共通して出題される科目は原則捨ててはいけません。しかし、志望順位の低い試験でしか出題されない科目に力を入れることは、本命にも大きな影響を及ぼします。割り切って捨てるか、最低限の学習で済ますか（講義の視聴だけにとどめる等）、優先科目の進捗状況により判断しましょう。

また、**選択講義の科目の相互関係を考えた上で取捨選択**することも重要です。選択講義の科目は単独で切り離して勉強できるもの以外に、**他の科目との関連性を強く持っているものも多くあります**。このような科目は**並行して勉強することで、さらに理解を深めることができ、相乗効果が期待できます**。特に、政治系の科目は他の多くの科目と密接にリンクしていることが大きな特徴です。**政治学、行政学、社会学を3点セットとして勉強することをオススメしています**ので、そこは意識しておくといよいでしょう。

選択講義科目	学習内容がリンクしている科目や試験
行政学	政治学、社会学、経営学、財政学、行政法
社会学	政治学、行政学、社会政策
国際関係	政治学、社会学、世界史・日本史・地理（教養試験）、国際事情
経営学	行政学、社会学、社会政策
社会政策	政治学、行政学、社会学、経営学、労働法、財政学、社会事情、経済事情、論文試験
労働法	社会事情、社会政策



まずは**各選択講義の科目の初回に出席（視聴）**したうえで、**内容を確認**してみて、勉強できそうかどうか**取捨選択の判断**をしていくのがよいと思います。もし復習の時間がない場合は、講義の出席（視聴）だけにとどめるということでもよいでしょう。

TAC公務員講座 ホームルーム 選択講義・発展講義の受け方

上記の話もふまえて、志望する試験種にあわせた**オススメする選択講義**をざっくりと一覧にまとめると、以下のようになります。これらはあくまで一例として参考にしてください。

オススメの選択講義	労働法	刑法	行政学	社会学	国際関係	経営学	社会政策
国家一般職	—	—	B	A	C	B	B
国税専門官	—	—	—	B	—	B	—
財務専門官	—	—	—	B	—	B	—
労働基準監督官A	A	B	—	B	—	—	A
裁判所一般職	—	C	—	—	—	—	—
特別区I類	—	—	A	A	—	B	B
東京都I類B	—	—	A	A	—	B	B
地方上級全国型	B	C	B	—	C	B	B
地方上級関東型	B	C	B	—	C	B	B

[A：受講すべき B：受講したほうがよい C：他の科目の進捗状況を考えて…もしくは受講しなくてもよい]

いろいろと述べてきましたが、以下のポイントをふまえて勉強を進めるとよいでしょう。

(1) 必須解答の科目は原則として必ず勉強する！

これは当然のことですが、第1志望の試験種で必須解答の科目は原則勉強する必要があります。たとえば、労働基準監督官Aであれば**労働法**と**労働事情（≒社会政策）**は勉強しなければいけませんし、国税専門官であれば**会計学**や**商法**も勉強が必要です。まずは基本レベルの問題を解けるように対策しましょう。

(2) 志望先がまだ決まっていないうなら、多くの試験で出される科目をまず勉強する！

オリエンテーションでも話があると思いますが、多くの試験が併願できるような勉強の仕方をしていく必要があります。たとえば、**行政学**は地方公務員を目指す方であれば特に勉強してほしい科目ですし、**社会政策**は時事や論文の対策にもつながりますから勉強すべきだと思います。直接出題される科目でなくても、**試験対策上有効な科目**というのもありますから、相乗効果も考えて勉強を進めましょう。

(3) リンクしている科目を考えて、効率的に勉強する！

前述したとおり、他とリンクする科目は効率がよいので、優先的に選択すべきだといえます。たとえば**行政学**、**社会学**、**経営学**などが挙げられます。基本講義や第1志望で出題される科目とリンクしている科目（特に政治系科目など）を勉強しておくのも一つの方法でしょう。

(4) 自身の馴染みのある科目・下地のある科目は、やはり有利なので勉強する！

大学で勉強した科目を活かせるのであれば、それも活用したほうが当然有利です。ただし、**教育学**や**心理学**はTACのカリキュラムに含まれておらず、教材ありません。そもそも（地方上級の一部を除き）国家一般職以外では出題されませんから、あえて選択する必要もないでしょう。もともと勉強したことがあるなどの事情があっても、対策しづらい科目といえます。

(5) 短期間である程度水準まで上げることができる科目を勉強する！

選択講義の中にはボリュームの少ない科目もあります。たとえば**労働法**や**経営学**などです。このような科目は短期間で攻略できるのでオススメです。特に**経営学**は多くの試験種で出題されるので、勉強して損をすることはありません。直前期に入ってから勉強しても間に合わせることができる科目といえます。

(6) 多くの受験生が選択した科目を勉強する！

TACのデータリサーチを参考にするのも一つの方法でしょう。データリサーチとは、問題を持ち帰ることができる東京都I類B（一般方式・新方式）、特別区I類、国家一般職、国税専門官・財務専門官・労働基準監督官A、裁判所一般職などにおいて、実際に本試験の受験生（主にTACの受講生）の協力を得て、本試験での得点や科目・問題ごとの選択率を分析し、合格ラインを予想するために実施しているものです。

試験種ごとの科目選択率については、本レジュメの後半にまとめてありますので、是非こちらも参考にしてみてください。



Advice!

いろいろと書いてきましたが、これらはあくまで**目安程度**に考えてください。「このように勉強しなければいけない、合格できない」というものでは決してありませんし、人によって科目の得意・不得意もあります。そのあたりも見極めながら勉強していくことが大切です。

どうしても画一的にとらえてしまう受験生が多くいますが、**勉強の仕方に正解はありません**。柔軟な姿勢で取り組みましょう。

選択講義科目ごとのコメント

労働法

出題試験種：労基A，地上

労働者と使用者（会社）に関するルール，労働者を保護する法律や制度について勉強する科目です。労働基準監督官Aでは必須なので受講する必要があります（労働基準監督官Aのオプション講義もあるので，そちらも受講したほうがよいでしょう）。また，全問必須解答の地方上級全国型（県庁や市役所）でも必ず出題があります。

労働法は体系がわかりやすく，出題論点も限定されやすいため，比較的難易度が低く安定している科目といえます。時事問題（社会事情）とリンクしている点もポイントです。

刑法

出題試験種：裁判所（刑法選択），労基A，地上

犯罪と刑罰に関するルールについて勉強する科目です。犯罪や刑罰自体はニュースなどで見聞きすることもあるでしょう。しかし，学習分量も多く，理論的な科目であり，難解な科目です。裁判所一般職で選択した場合には10問，地方上級でも多くの試験で2問の出題があります。

裁判所一般職の刑法は，近年は易化の傾向にあり，TACでも例年一定数は刑法を選択する受験生がいます。また，労働基準監督官Aの刑法は判例問題が多いので，学習しやすいといえます。ちなみに，他の科目との関連性は薄いのですが，教養試験の社会科学（法学）で出題される可能性があります。

行政学

出題試験種：国般，区I，都IB，地上

官僚制や政策過程，行政機構など，行政組織の運営方法について勉強する科目です。国家専門職（国税専門官など）の試験を除けば，必ず出題があります。多くの受験生が学習する基本講義の科目の行政法や財政学，政治学ともリンクしており，社会学，経営学などの多数の科目と関連があるので，これらの得点アップにも繋がる非常にオススメな科目といえます。東京都I類Bでは専門記述で選択することもできますから，是非勉強しておくとい良いでしょう。

社会学

出題試験種：国般，国税，労基，財務，区I，都IB

家庭や職場，コミュニティ等の社会現象について勉強する科目です。地方上級の多くでは出題がないのですが，それ以外のほとんどの試験種では出題されており，政治学・行政学ともリンクしているので，セットで学習すると相乗効果が望めます。

出題は大半が学者の名前と学説の組合せを答えさせる問題なので，典型的な暗記系科目です。データリサーチの平均点も高いことが多いです。例年，国家一般職や国家専門職が最も難易度が高く，特別区I類は難易度がかなり下がります。国税専門官や東京都I類Bでは専門記述でも選択できますし，特に東京都では書きやすいテーマが出題されることも多いので，オススメできる科目です。

TAC公務員講座 ホームルーム 選択講義・発展講義の受け方

国際関係

出題試験種：国般、地上

国際機構、民族紛争、環境問題といった国際社会をめぐる問題について勉強する科目です。世界史（現代史）や地理、時事（国際事情）とリンクする部分があり、政治学や教養択一の政治でも出題されることがあります。

国家一般職では例年難易度が高かったのですが、近年はデータリサーチの平均点も高くなりやすいといえます。また、多くの地方上級では出題が2～3問程度あり、難易度は安定しています。地上であれば比較的短時間で勉強を済ませることもできますが、世界史の知識があることを前提としているので、特に世界史を苦手としている方は注意してください。

経営学

出題試験種：国般、国税、財務、区I、都IB、地上

組織を管理するうえで生じる問題について勉強する科目です。行政学や社会学とリンクする部分があるので、行政学・社会学とともに受講するとよいでしょう。

裁判所一般職や労働基準監督官Aを除けば、多くの試験で出題があります。特に国税専門官や財務専門官が本命であれば、少ない講義回数でも得点が望める科目なので、受講するとよいでしょう。ただし、国家一般職の経営学は難易度が高めなので、発展講義は必須といえます。また、東京都I類Bでは専門記述として選択できますが、難易度にはバラつきがあり、年によっては難しいこともあります。

社会政策

出題試験種：労基、地上

雇用対策、年金、医療、介護などの生活保障全般について勉強する科目です。労働経済なども扱われるため、労働法とリンクしています。

労働基準監督官Aの専門択一・専門記述で必須となる「労働事情」や、専門択一の「社会保障」にそのまま対応する講義です。それ以外の試験種の専門択一試験では、地方上級（特別区を除く）で3問出題される程度となります。しかし、教養択一試験の社会科学（社会）や時事問題にも対応しており、論文試験の課題になりやすいテーマを扱うため、背景知識を得るためにも受講をオススメします。

発展講義について

冒頭から腰を折るような話になってしまいますが、発展講義は無理に受講するものではありません。**基本講義の理解が進んだうえで、さらに点数アップを目指したいという方向けだ**と思ってください。どの試験であっても、基本講義レベルの内容が理解できていれば、合格ラインに乗ることは可能です。たとえば「地方上級の経済学は難しい」などとよく言われますが、全問難しい問題が出題されるわけではないですし、基本講義レベルで解ける問題で十分に突破できます。国家一般職の政治系科目なども、難しければ他の科目を選択すれば済む話です。

「講義を見たけどわからなかった…」では意味がないので、**総合的に点数を上げるということを意識したうえで、それでも得点源にしたい方は受講するとよいでしょう。**

法律科目

対象試験種：国般、裁判所、区 I

法律系科目の細かい知識問題や学説問題に対応するための講義です。裁判所一般職が第 1 志望ならば受講するとよいでしょう。裁判所は民法が必須解答になっており、さらに難易度も高めになっています。国家一般職や特別区 I 類であっても、もし民法で高得点を狙いたいというのであれば、受講するとよいと思います。ただし、裏を返せば、民法を苦手に行っていると、裁判所が第 1 志望でないというのであれば、無理して受講することはないですし、そこまで時間を費やすのであれば他の科目の点数アップを考えたほうがよいでしょう。

なお、受講のタイミングは**憲法・民法・行政法の講義を受講してから**にしましょう。

経済科目

対象試験種：国般、国税、財務、裁判所、地上（関東型）

経済系科目の難問に対応するための講義です。東京都 I 類 B・特別区 I 類を除く地方上級や国家一般職、国税専門官、財務専門官、裁判所一般職などが第 1 志望で、経済科目が苦手であれば受講するとよいでしょう。近年は特に国家一般職などで難易度の高い経済が出題される傾向にあります。また、地方上級の経済は出題数が多く、なかには難解な問題も含まれるため、受講する意義はあるでしょう。もちろんこれも無理に受講して「よくわからなかった…」で終わらないようにしてください。基本講義のレベルで解ける問題を確実に得点できることが最優先です。

なお、受講のタイミングは**ミクロ経済学・マクロ経済学・財政学の講義を受講してから**にしましょう。

政治科目

対象試験種：国般、国税、財務

政治系科目の難問に対応するための講義です。国家一般職、国税専門官、財務専門官が第 1 志望なのであれば、選択することが望ましいでしょう。特に国家一般職の政治系科目は、他の試験種よりも難易度の高い出題があるので、国家一般職で政治学・行政学・社会学・国際関係・経営学を選択するとか、それ以外でも国税専門官・財務専門官で政治学・社会学・経営学を選択する場合は必要でしょう。そうでもなければ無理をして受講する必要はありません。

なお、受講のタイミングは**政治学・行政学・社会学・国際関係・経営学の講義を受講してから**にしましょう（全 5 回の 1 回ごとに各科目が割り当てられていますので、全科目を勉強しなければ受講できないわけではありません、念のため）。

選択科目の選択率(TACデータリサーチより)

1. 国家一般職

以下は、国家一般職の専門択一試験において、過去3年の選択科目の選択率をランキング形式でまとめたものです。

令和3年度(2021年度)			令和2年度(2020年度)			令和元年度(2019年度)		
科目	選択率		科目	選択率		科目	選択率	
① 憲法	99		① 憲法	99		① 憲法	93	
② 行政法	96		② 行政法	96		② 行政法	90	
③ 民法(総則・物権)	94		③ 民法(総則・物権)	92		③ 民法(総則・物権)	88	
④ 民法(債権・親族・相続)	89		④ 民法(債権・親族・相続)	85		④ 民法(債権・親族・相続)	78	
⑤ 政治学	72		⑤ 政治学	69		⑤ 財政学・経済事情	69	
⑥ 財政学・経済事情	65		⑥ 行政学	63		⑥ ミクロ経済学	62	
⑦ 社会学	52		⑦ 財政学・経済事情	60		⑥ 行政学	62	
⑧ ミクロ経済学	50		⑦ 社会学	60		⑧ 社会学	55	
⑨ マクロ経済学	47		⑨ マクロ経済学	54		⑨ マクロ経済学	53	
⑨ 行政学	47		⑩ ミクロ経済学	37		⑩ 政治学	41	
⑪ 経営学	30		⑪ 経営学	28		⑪ 経営学	27	
⑫ 英語(基礎)	19		⑫ 英語(基礎)	25		⑫ 英語(基礎)	15	
⑬ 国際関係	14		⑬ 国際関係	16		⑬ 国際関係	10	
⑬ 教育学	14		⑭ 英語(一般)	5		⑭ 教育学	5	
⑮ 英語(一般)	4		⑭ 心理学	5		⑮ 英語(一般)	3	
⑮ 心理学	4		⑯ 教育学	3		⑯ 心理学	2	

※ 選択率の単位は%, 小数点以下は四捨五入しています。

※ グレーで着色された科目は、TACの選択講義で勉強する科目です。

国家一般職の専門択一試験は16科目(各5問)から8科目、計40問を選択して解答する「科目選択制」となっています。8科目以上の多くの科目を解いたうえで、受験当日の手応えて難易度の変動に合わせて科目を選択するのがよいでしょう。

過去3年間の傾向を見る限りでは、やはり基本講義の科目が上位を占めており、選択講義の科目としては行政学や社会学が多く選ばれている傾向にあります。



Advice!

後日実施予定のホームルームでも紹介しますが、「英語(基礎)」が実は穴場になることがあります。あくまで参考程度にとどめてほしいのですが、少しだけ説明しますね。

国家一般職は特に政治系科目の中で難易度の高い問題が続出します。そこで多くの方は選択する科目に苦慮するのですが、一つの選択肢として考えてほしいのが英語(基礎)です。英語(一般)は解答に時間がかかりますが、英語(基礎)はそこまで時間をかけずに解くことができ、国家一般職の専門択一試験の試験時間は180分と長いので、それなりにじっくり時間をかけることができます。困ったときには英語(基礎)に手をつけてみるのも一つの手です。

2. 国税専門官

以下は、国税専門官の専門択一試験において、過去3年の選択科目の選択率をランキング形式でまとめたものです。

令和3年度(2021年度)			令和2年度(2020年度)			令和元年度(2019年度)		
科目	選択率		科目	選択率		科目	選択率	
— 民法・商法	—	—	— 民法・商法	—	—	— 民法・商法	—	—
— 会計学	—	—	— 会計学	—	—	— 会計学	—	—
① 憲法・行政法	98	① 憲法・行政法	98	① 憲法・行政法	98	① 憲法・行政法	98	
② 財政学	89	② 財政学	89	② 財政学	88	② 財政学	88	
③ 政治学・社会学・社会事情	74	③ 経済学・経済事情	74	③ 経済学・経済事情	74	③ 政治学・社会学・社会事情	67	
④ 経済学・経済事情	61	④ 経営学	55	④ 政治学・社会学・社会事情	52	④ 経営学	49	
⑤ 経営学	50	⑤ 英語（一般）	16	⑤ 英語（一般）	10	⑤ 英語（一般）	10	
⑥ 英語（一般）	12	⑥ 商業英語	13	⑥ 商業英語	6	⑥ 商業英語	6	
⑦ 商業英語	8	⑦ 情報数学	2	⑦ 情報数学	1	⑦ 情報数学	1	
⑧ 情報数学	4	⑧ 情報工学	0	⑧ 情報工学	1	⑧ 情報工学	1	
⑨ 情報工学	1							

※ 選択率の単位は%，小数点以下は四捨五入しています。

※ グレーで着色された科目は，TACの選択講義で勉強する科目です。

国税専門官の専門択一試験は民法・商法，会計学が必須解答となっており，それ以外の9科目（各6問）から4科目，計24問を選択して解答する「科目選択制」となっています。

過去3年間の傾向を見る限りでは，国家一般職と同様に基本講義の科目が上位を占めており，選択講義の科目としては**経営学**が多く選ばれているのが特徴です。経営学はボリューム的にさほどでもないで，ある程度対策しやすいといえるでしょう。



Advice!

国税専門官では，例年のように**財政学**が多く選ばれている傾向にあります。経済学が苦手であっても，財政学は経済の時事の要素があり，理論面が多いので，計算が苦手だという人でもある程度取り組める科目だと思いますので頑張りましょう。

商業英語はわりと一般常識的に解ける部分もあるので，選択する受験生も数としては少ないのですが存在します。ただ，ここを狙って勉強するよりは，やはり多くの試験で共通する科目に力を入れて，そこで点数を稼ぐほうが試験対策上は有効でしょう。

3. 財務専門官

以下は、財務専門官の専門択一試験において、過去3年の選択科目の選択率をランキング形式でまとめたものです。

令和3年度(2021年度)			令和2年度(2020年度)			令和元年度(2019年度)		
科目	選択率		科目	選択率		科目	選択率	
— 憲法・行政法	—	—	— 憲法・行政法	—	—	— 憲法・行政法	—	—
— 財政学・経済学・経済事情	—	—	— 財政学・経済学・経済事情	—	—	— 財政学・経済学・経済事情	—	—
① 民法・商法	77	① 民法・商法	72	① 民法・商法	71	① 民法・商法	71	71
② 政治学・社会学	69	② 政治学・社会学	51	② 政治学・社会学	66	② 政治学・社会学	66	66
③ 経営学	31	③ 経営学	48	③ 経営学	38	③ 経営学	38	38
④ 英語（一般）	9	④ 英語（一般）	14	④ 英語（一般）	9	④ 英語（一般）	9	9
⑤ 統計学	6	⑤ 統計学	6	⑤ 統計学	8	⑤ 統計学	8	8
⑥ 情報数学	5	⑥ 会計学	4	⑥ 情報数学	3	⑥ 情報数学	3	3
⑦ 会計学	3	⑦ 情報数学	2	⑦ 会計学	1	⑦ 会計学	1	1
⑧ 情報工学	1	⑧ 情報工学	0	⑧ 情報工学	0	⑧ 情報工学	0	0

※ 選択率の単位は%。小数点以下は四捨五入しています。

※ グレーで着色された科目は、TACの選択講義で勉強する科目です。

財務専門官の専門択一試験は憲法・行政法、財政学・経済学・経済事情が必須解答となっており、それ以外の8科目（各6問）から2科目、計12問を選択して解答する「**科目選択制**」となっています。

過去3年間の傾向を見る限りでは、財務専門官も他の試験種とおおむね同様の傾向が見られるといえるでしょう。**政治学・社会学と経営学**の選択率が比較的高いといえます。



Advice!

財務専門官は8科目から2科目の選択でよいので、ある程度選択率はばらけている印象です。ただ、やはりこちらも**民法・商法**の選択率が高いですね。ちなみに6問中民法は5問、商法は1問しか出題されませんので、商法は取れなかったからといってそこまで差がつく科目ではないといえるでしょう。商法を勉強していないからといって気にする必要はないと思います。やはり財務専門官は科目的に併願のしやすい試験だといってよいでしょう。

4. 労働基準監督官A

以下は、労働基準監督官Aの専門択一試験において、令和3年度の選択科目の正答率・選択率をまとめたものです。問題ごとに選択ができる「問題選択制」を採用しているため、1問ごとのテーマと正答率を掲載します。

令和3年度(2021年度)				
No.	科目	出題テーマ	正答率	選択率
1	労働法	労働基準法	40	—
2	労働法	労働時間や年次有給休暇	74	—
3	労働法	解雇	82	—
4	労働法	労働者派遣	54	—
5	労働法	労働安全衛生法	83	—
6	労働法	労災保険	84	—
7	労働法	労働審判手続	68	—
8	労働事情	我が国の就業	63	—
9	労働事情	我が国の雇用失業情勢	54	—
10	労働事情	我が国の労働時間等	52	—
11	労働事情	我が国の賃金等	50	—
12	労働事情	我が国の労働組合・労使関係等	57	—
13	憲法	幸福追求権	90	94
14	憲法	社会権	55	93
15	憲法	国会	84	94
16	憲法	地方自治	91	94
17	行政法	行政指導	32	92
18	行政法	行政計画	60	92
19	行政法	訴えの利益	79	92
20	行政法	国家賠償法	86	93
21	民法	意思表示	71	94
22	民法	留置権	56	91
23	民法	詐害行為取消権	78	92
24	民法	賃貸借	59	92
25	民法	相続	59	90
26	刑法	共犯	86	61
27	刑法	人格的法益に対する罪	85	57
28	刑法	公務の執行に対する罪	74	57
29	経済学	効用最大化(計算)	79	68
30	経済学	クールノー・モデル(計算)	73	61
31	経済学	2期間モデル(計算)	74	42
32	経済学	労働分配率(計算)	43	35
33	経済学	補助金の余剰分析(計算)	47	73
34	経済学	総需要関数(計算)	85	73

TAC公務員講座 ホームルーム 選択講義・発展講義の受け方

35	経済学	貨幣数量説(計算)	36	27
36	経済学	総供給関数(計算)	77	34
37	経済学	成長会計方程式(計算)	81	61
38	経済事情	日本経済事情	66	79
39	経済事情	日本経済事情	43	59
40	経済事情	世界経済事情	58	73
41	経済事情	世界経済事情	48	63
42	労働経済学	後方屈折型労働供給曲線(文章)	53	67
43	労働経済学	教育の収益率(文章)	79	43
44	労働経済	我が国の労働経済の状況	54	88
45	社会保障	我が国の社会法相制度	93	86
46	社会保障	我が国の社会福祉	59	77
47	社会学	R. K. マートン	81	65
48	社会学	M. フーコーの権力論	71	81

※ 選択率・正答率の単位は%，小数点以下は四捨五入しています。

※ グレーで着色された科目は，TACの選択講義で勉強する科目です。なお，「労働事情」や「社会保障」は社会政策の講義でカバーしています。

労働基準監督官Aの専門択一試験は労働法・労働事情が必須解答となっており，それ以外の8科目，計36問から28問を選択して解答する「問題選択制」となっています。そのため，上の表では出題科目の問題全ての選択率を掲載しました。法律系科目・経済系科目がまんべんなく選択されていることがわかります。



Advice!

労働基準監督官も他の試験と同様の傾向といつてよいでしょう。特に極端に選択率の低い科目というのは存在しないので，労基を第一志望に考えている受験生は，出題される科目について，手広く勉強を進めておくのがよいと思います。なお，労基についてはオプションで対策セミナーがありますので，志望度が高い人はこちらも積極的に受講しましょう。

5. 裁判所一般職

以下は、裁判所一般職の専門択一試験において、過去3年の選択科目の選択率をランキング形式でまとめたものです。

令和3年度(2021年度)			令和2年度(2020年度)			令和元年度(2019年度)		
科目		選択率	科目		選択率	科目		選択率
—	憲法・民法	—	—	憲法・民法	—	—	憲法・民法	—
①	経済学	68	①	刑法	63	①	経済学	69
②	刑法	32	②	経済学	37	②	刑法	31

※ 選択率の単位は%，小数点以下は四捨五入しています。

※ グレーで着色された科目は、TACの選択講義で勉強する科目です。

裁判所一般職の専門択一試験は憲法，民法が必須解答となっており，それ以外の2科目（各10問）から1科目，計10問を選択して解答する「科目選択制」となっています。

例年，**刑法**よりも**経済学**のほうが選択率は高くなっています。**経済学**は他の試験種でも多く出題される一方，**刑法**は地方上級以外ではほぼ出題がないことが影響していると思われます。



Advice!

裁判所一般職についても，志望度が高い人（特に刑法を選択する予定の受験者）にはオプション講義で対策セミナーがありますので，そちらも受講するとよいでしょう。

完全に経済学を捨てて刑法を選択するという方もいますが，裁判所一般職の志望度が高くて他を一切受験しないというようなケースでもない限りは，経済学で挑むほうが得策ではないかと思えます。あまりに科目を絞ると併願できなくなって後々苦勞する受験生が例年少なからず見られますので，あえて茨の道を選ばないほうがいいでしょう。ただ一方で，法学部であったりもともと勉強していたり…ということであれば，最近はかなり難易度も低くなっていますので，刑法を選ぶ余地もあると思います。このあたりは受験戦略によって判断しましょう。

6. 特別区Ⅰ類

以下は、特別区Ⅰ類の専門択一試験において、令和3年度の選択科目の正答率・選択率をまとめたものです。問題ごとに選択ができる「問題選択制」を採用しているため、1問ごとのテーマと正答率を掲載します。

令和3年度(2021年度)				
No.	科目	出題テーマ	正答率	選択率
1	憲法	財産権	60	90
2	憲法	学問の自由又は教育を受ける権利	94	98
3	憲法	参議院の緊急集会	86	97
4	憲法	国政調査権	76	95
5	憲法	財政	91	98
6	行政法	行政法の法源	35	88
7	行政法	取消し又は撤回	90	96
8	行政法	行政契約	54	71
9	行政法	取消訴訟	43	76
10	行政法	損失補償	59	90
11	民法	制限行為能力者	82	92
12	民法	意思表示	36	93
13	民法	地役権	48	53
14	民法	占有権	66	85
15	民法	先取特権	46	52
16	民法	債務不履行	61	80
17	民法	債権者代位権	85	88
18	民法	売買	75	82
19	民法	組合	42	41
20	民法	特別養子縁組	29	68
21	ミクロ経済学	効用最大化(図解)	45	80
22	ミクロ経済学	利潤最大化(計算)	95	88
23	ミクロ経済学	ラーナーの独占度(計算)	78	76
24	ミクロ経済学	従量税の効果(計算)	91	84
25	ミクロ経済学	価格規制	84	62
26	マクロ経済学	マンデル＝フレミング・モデル	78	77
27	マクロ経済学	信用創造(計算)	28	72
28	マクロ経済学	IS-LM分析(計算)	89	78
29	マクロ経済学	45度線分析(計算)	87	71
30	マクロ経済学	ISバランス	76	67
31	財政学	国家財政制度	84	82
32	財政学	地方債	31	64
33	財政学	シャウプ税制	35	47
34	財政学	国際課税	9	26

TAC公務員講座 ホームルーム 選択講義・発展講義の受け方

35	財政学	マスグレイブ＝ミラーの安定化指標	69	59
36	経営学	モチベーション理論	96	65
37	経営学	企業のM&A	72	51
38	経営学	マーケティング	15	27
39	経営学	賃金制度	72	47
40	経営学	会社法に規定する株式会社	37	27
41	政治学	政治権力	61	77
42	政治学	選挙制度	74	89
43	政治学	第2次大戦後の我が国の政治システム	31	71
44	政治学	古代ギリシアの政治思想家	51	70
45	政治学	ダールのポリアーキー論	55	89
46	行政学	ウェーバーの官僚制論	91	89
47	行政学	我が国の人事院・人事院勧告	25	67
48	行政学	政策決定の理論	76	74
49	行政学	アメリカ行政学	82	74
50	行政学	わが国の地方自治	65	64
51	社会学	ギルヴィッチの社会学理論	35	29
52	社会学	階級又は階層	79	61
53	社会学	スペンサーの社会変動論	88	66
54	社会学	マクルーハンの理論	51	53
55	社会学	フランクフルト学派の社会学理論	81	56

※ 選択率・正答率の単位は%、小数点以下は四捨五入しています。

※ グレーで着色された科目は、TACの選択講義で勉強する科目です。

特別区I類の専門択一試験は11科目（各5問）、計55問から40問を選択して解答する「**問題選択制**」となっています。そのため、上の表では出題科目の問題全ての選択率を掲載しました。

数字の上では**基本講義の科目だけで40問を全て解答できる計算にはなるわけですが、当然その中で難易度も気にしなくてははいけません。**例年民法で難しい問題が多く出題され、受験生の大半が苦戦しています。ですから、**なるべく簡単な問題で得点を稼げるように選択の幅を増やすこと**も重要です。たとえば、令和3年度の問題を**正答率**の観点から検討してみましょう。正答率60%以上と60%未満の問題をカウントしてみると、以下のようになります。

正答率	基本講義の科目	選択講義の科目	合計
60%以上	40問中23問	15問中10問	33問
60%未満	40問中17問	15問中5問	22問

科目ごとの得意・不得意も皆さんそれぞれあるでしょうから、基本講義の科目で60%以上の正答率の問題を全て正解するというのは、簡単なことではありません。そこで、選択科目の勉強を進めることで、選択の幅を少しでも広げてほしいと思います。特に特別区は**行政学・社会学**など、他の科目と成績アップの相乗効果も望める科目が選択できますから、是非これらの科目を有効に活用してほしいところです。

TAC公務員講座 ホームルーム 選択講義・発展講義の受け方



Advice!

正答率を見ていただければわかるとおり、民法は軒並み正答率 60%を割る問題が出てきます。この傾向は例年のことですので、なるべく民法の難しい問題を避けて、他の科目で代替できるようにしてください。特別区Ⅰ類を第一志望にしているのであれば、是非**行政学**、**社会学**あたりも勉強しましょう。いずれも暗記重視の科目ですから、急いで受講する必要はありません。基本講義の科目があらかた終わってから、特に**政治学が終わってから勉強**するようにしてください。